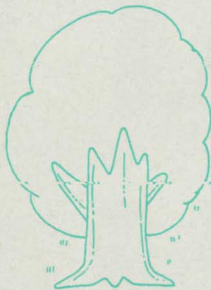


「森林環境保全税」を活用した 事業への参加を募集します！

鳥取県では、平成17年4月1日から試行される「森林環境保全税」により、「森林をすべての県民で守り育てる意識」づくりを目的とした「とっとり県民参加の森づくり推進事業」に取り組むこととしています。

県内の小中学校、NPO、ボランティア団体等の方々に、来年度に間伐等森林を守り育てる作業の体験、森林教室、源流探訪など、この目的に沿ったイベントや行事を実施したい方は、企画書（指定様式がありますので、下記にお問合わせください）を作成の上、奮ってご応募ください。

県民の方々に組織する「鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会」の審査を経て、採択された企画については、事業の実施に係る経費は税収を基にした森林環境保全税基金から拠出されます。



【事業に関するお問い合わせ・お申し込み】

鳥取県西部総合事務所農林局林業振興課

☎0859-31-9679、9680

平成17年 淀江町成人式のご案内

【日 時】

平成17年1月10日（成人の日）

受付 午前9時

開会 午前9時30分

【場 所】

淀江町文化センター（さなめホール）

【該当者】

淀江町在住者で昭和59年4月2日から昭和60年4月1日に生まれた方。または仕事や進学のため町外住民票を移しておられる方のうち、淀江町で成人式を希望される方。

【案 内】

町内在住者の該当者には、往復ハガキでご案内します。なお、町外にお住まいの方のうち淀江町で成人式を希望される方は、淀江町教育委員会までご連絡ください。追って、往復ハガキでご案内します。

【連絡先】

淀江町教育委員会 ☎56-3111

架空請求に注意！！

最近、債権回収・未納利用料金等、身に覚えのない料金を請求されたという相談が後を絶ちません。そのような場合は次のように対応しましょう。

◎見知らぬ業者には一切連絡しない

電話番号などの個人情報をお教えしてしまうことになり、今度は電話で脅迫まがいの請求をされる恐れがあります。

◎身に覚えのない請求には絶対に応じない

一度支払ってしまうと取り戻すことはほぼ不可能。更なる請求を受けるケースも少なくありません。

◎脅されるようなことがあれば警察に相談する

電話による脅迫まがいの請求などがあった場合は、受け取ったハガキ等と一緒に電話の録音テープなど証拠となるものを持って最寄りの警察（生活安全課）へ届け出ましょう。（※著名企業の名を語つ

最善策は、何もしないこと！

鳥取県のホームページでは以前から送られてくるハガキの内容の紹介をしていましたが、この度請求者名についても公開することになりました。

たり、公的機関と錯覚させるような差出名で送りつけてくることもあります。）

鳥取県生活環境部県民生活課ホームページは
<http://www.pref.tottori.jp/kenmin/top/index.htm> です。

【問い合わせ先】鳥取県立消費生活センター

（米子コンベンションセンター4階） ☎34-2765